

令和 7 年度弁理士試験
短 答 式 筆 記 試 験 問 題 集

【特許・実用新案】 1

特許法に規定する総則に関し、次の1～5のうち、正しいものは、どれか。

- 1 委任による代理人が特別の授權を得ないで拒絶査定不服審判の請求の手続を行った場合、審判長は、当該請求の手続について、補正をすべきことを命ずることができない。
- 2 特許庁長官は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときであっても、当該代理人が在外者の特許管理人であるときは、その改任を命ずることができない。
- 3 共同出願人である甲、乙、丙の3者のうち、甲及び乙を代表者として定めて特許庁に届け出たときであっても、丙は単独で明細書の補正をすることができる。
- 4 特許異議申立書を日本郵便株式会社以外の民間事業者の提供する信書便物により提出した場合、その通信日付印により表示された日時に、当該特許異議申立書が特許庁に到達したものとみなされる場合がある。
- 5 特許原簿に、通常実施権及び仮通常実施権に関する事項が登録される場合がある。

【特許・実用新案】 2

特許要件及び特許出願に関し、次の(i)～(h)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

- (i) 特許出願に係る発明イについて、その特許出願前に複数の者が当該発明イの内容を知っている場合、当該発明イの内容を知っている者の数が極めて少数であれば、これらの者が当該発明イについて秘密を保つ義務を有するか否かにかかわらず、当該発明イが特許法第29条第1項第1号に規定する「特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明」に該当することはない。
- (ii) 在外者である甲は、特許出願に係る発明について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとし、特許出願と同時にその旨を記載した書面を提出した。しかし、甲は、その責めに帰することができない理由により、特許出願に係る発明が新規性喪失の例外の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面（以下「証明書」という。）を特許出願の日から30日以内に提出することができなかった。この場合、甲は、当該その責めに帰することができない理由がなくなった日から2月以内、かつ特許出願の日から1年4月以内であれば、証明書を提出することができる。
- (iii) 外国語書面出願をした出願人が、外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がない旨の通知を受け、その後、特許法第36条の2第4項に規定する期間内に外国語書面の翻訳文を提出したが、外国語要約書面の翻訳文は提出しなかった。この場合、当該外国語書面出願は取り下げられたものとはみなされない。
- (iv) 特許出願に係る願書を提出したが、特許出願人の氏名又は名称の記載が特許出願人を特定できる程度に明確でなかったため、特許出願について補完をすることができる旨の通知を受けた。当該通知を受けた者が、所定の期間内に手続の補完に係る書面を提出して、特許出願について補完した場合、特許出願に係る願書を提出した日が、特許出願の日として認定される。
- (v) 優先権主張を伴う特許出願について、願書に添付されている明細書の一部の記載が欠けていたため、特許法第38条の4第3項に規定する明細書等補完書を提出して明細書を補完した。その場合、当該明細書等補完書に記載した内容によっては、特許出願に係る願書を提出した日が特許出願の日と認定されるときがある。

1 1つ

2 2つ

3 3つ

4 4つ

5 なし

【特許・実用新案】3

特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)及び同法第39条(先願)に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、出願公開が行われ、出願審査の請求がされ、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、特許出願について補完をすることができる旨の通知がなされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても同様とする。

- 1 **甲**は、発明イ及び□をし、特許請求の範囲に発明イを記載し、明細書に発明イ及び□を記載した特許出願Aをした。**甲**は、出願Aの一部を分割して特許請求の範囲に発明□を記載し、明細書に発明イ及び□を記載した新たな特許出願Bをした。**甲**は、出願Bを実用新案登録請求の範囲に発明イと同一の考案イを記載した実用新案登録出願Cに変更した。その後、**甲**は、出願Aについて出願審査の請求をした。この場合、特許庁長官は、特許法第39条第6項の規定に基づいて、相当の期間を指定して、**甲**に対し、協議をしてその結果を届け出るべき旨を命ずる。
- 2 **甲**は、発明イ及び□をし、外国語書面に発明イ及び□を記載した外国語書面出願Aをし、発明イのみを記載した外国語書面の翻訳文を提出した。その後の日であって、出願Aが出願公開される前に、**乙**は発明□をし、特許請求の範囲に発明□を記載した特許出願Bをした。出願Aが出願公開された場合、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願とする拒絶の理由を有する。
- 3 **甲**は、考案イ及び□をし、実用新案登録請求の範囲に考案□を記載し、明細書に考案イ及び□を記載した実用新案登録出願Aをした。その後の日であって、出願Aについての実用新案掲載公報が発行される前に、**乙**は、考案イと同一の発明イをし、特許請求の範囲に発明イを記載した特許出願Bをした。出願Aについての実用新案掲載公報が発行された場合、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願とする拒絶の理由を有する。
- 4 **甲**は、発明イをし、特許請求の範囲に発明イを記載した特許出願Aをした。**乙**は、発明イをし、特許請求の範囲に発明イを記載した特許出願Bを、出願Aの出願日と同日に出願した。この場合、出願A及びBのいずれかについて出願審査の請求がなされていないときは、特許庁長官は、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を**甲**及び**乙**に命ずることができない。

5 甲は、発明イをし、発明イを学会にて発表した。その発表を見た乙は、明細書の背景技術の欄に甲による発明として発明イを記載し、特許請求の範囲に発明ロを記載した特許出願Aをした。その後の日であって、出願Aが出願公開される前に、甲は、特許請求の範囲に発明イを記載し、特許出願Bをした。この場合、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願とする拒絶の理由を有する。

【特許・実用新案】4

訂正審判及び実用新案登録の請求の範囲等の訂正に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 請求項1及び2（それぞれ他の請求項の記載を引用しない）に係る特許のうち、請求項1に係る特許について請求された特許無効審判が特許庁に係属している場合、請求項1については訂正審判を請求することはできないが、請求項2については特許無効審判が請求されていないため、訂正審判を請求することができる。
- (ロ) 誤記の訂正を目的とする訂正審判の請求は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の範囲内であればすることができる。
- (ハ) 実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過するまで又は実用新案登録無効審判において指定された期間を経過するまでであればいつでも、願書に添付した明細書、実用新案登録の請求の範囲又は図面の訂正を1回に限りすることができる。
- (ニ) 特許請求の範囲の請求項を追加する訂正は、特許請求の範囲を拡張するものに該当するため、認められることはない。
- (ホ) 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができるが、特許が取消決定により取り消され、又は特許無効審判により無効にされた後は、請求することができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 5

特許法に規定する審判及び特許異議の申立てにおける証拠調べ又は証拠保全に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 審判において提出された文書は、その成立が真正であることを証明しなければならないが、外国の官庁または公署の作成に係るものと認めるべき文書について、その方式及び趣旨により当該外国の公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書と推定される。
- 2 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、証拠調べをすることができる。
- 3 審判に関しては、審判請求前において、利害関係人による特許庁長官に対する申立てにより、証拠保全をすることができる。
- 4 証拠保全の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 審判官が必要でないと認めるものであっても、当事者が申し出た証拠は、取り調べなければならない。

【特許・実用新案】 6

特許権の侵害及びその訴訟に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 物を生産する方法の発明について特許がされている場合において、その物が特許出願前に日本国内において公然知られた物でないときは、その物と同一の物は、その方法により生産したものと推定する。
- (ロ) 特許法には、特許権の侵害に係る訴訟において、原告である特許権者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、被告は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならないが、裁判所の許可を得たときはこれを拒むことができる旨の規定がある。
- (ハ) 特許権の侵害に係る訴訟において、被告から、当該特許は特許無効審判により無効にされるべきものと認められ、その権利を行使することができない旨の攻撃又は防御の方法が提出された場合において、当該攻撃又は防御の方法が、時機に後れたものでなくとも、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。
- (ニ) 査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場、事務所その他の場所に立ち入り、又は査証を受ける当事者に対し、質問をし、若しくは書類等の提示を求めることができるが、装置の作動、計測又は実験を行うことはできない。
- (ホ) 原告による秘密保持命令の申立ての時までに、被告の訴訟代理人が準備書面の閲読により秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を取得した場合は、裁判所は当該訴訟代理人に対して秘密保持命令を発することはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 7

特許法に規定する実施権等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 専用実施権を設定した特許権者は、第三者によって特許権が侵害された場合、当該侵害行為が当該設定行為で定めた範囲に属するものであるときは、当該侵害行為に対して差止請求権を行使することはできない。
- (ロ) 特許権者甲はその特許権Aについて乙に専用実施権を設定し、当該設定は登録された。その後、乙は、実施の事業とともに丙に当該専用実施権を譲渡した。この場合、特許権Aについての専用実施権の乙から丙への移転は、当該移転についての登録がされなくても効力を生じる。
- (ハ) 特許権者は、通常実施権者があるときは、その通常実施権者の承諾を得た場合に限り、特許権を放棄することができる。
- (ニ) 特許権の消滅により専用実施権が消滅した場合であっても、当該専用実施権が消滅した旨を特許庁長官に届け出る必要はない。
- (ホ) 特許権者甲は、その特許権Aを乙に譲渡する契約を乙と締結したが、乙への特許権Aの移転の登録がされなかった。続いて、甲は、同じ特許権Aを丙に譲渡する契約を丙と締結し、丙への特許権Aの移転の登録がされた。その後、特許権Aを侵害する行為がなされた場合、当該侵害行為に対して、乙は特許権Aに基づき差止請求権を行使できる。

- 1 1つ
2 2つ
3 3つ
4 4つ
5 なし

【特許・実用新案】 8

優先権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第41条第1項に規定する優先権をいい、「パリ優先権」とは、パリ条約第4条に規定する優先権をいうものとする。

- (イ) **甲**は、特許出願**A**をした後に、出願**A**を優先権主張の基礎とした国内優先権の主張を伴った特許出願**B**をした。その後、**甲**は、出願**A**について、出願審査の請求を行い、出願**A**の出願日から1年経過前に、出願**A**について特許をすべき旨の査定の謄本が送達された。この場合、出願**B**について、出願**A**に基づく国内優先権の主張の効果が認められない。
- (ロ) パリ条約の同盟国の国民である**甲**は、パリ条約の同盟国**X**において最初の特許出願**A**をした。**甲**は、出願**A**を基礎とするパリ優先権の主張を伴って、日本国において特許出願**B**をした。その場合であっても、出願**A**の出願日から1年以内であれば、**甲**は、出願**A**を基礎とするパリ優先権の主張を伴って、日本国において、さらに特許出願**C**をすることができる。
- (ハ) パリ条約の同盟国の国民である**甲**は、パリ条約の同盟国**X**において特許出願**A**を基礎とするパリ優先権の主張を伴って日本国に特許出願**B**をした。この場合において、**甲**が、経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、優先権証明書類等を提出したものとみなされる場合がある。
- (ニ) 故意でなく優先期間内にその特許出願をしなかった者が特許法第43条の2に規定するパリ条約の例による優先権主張の手続を行う場合、その責めに帰することができない理由によりこの手続をすることとなった者を除いて、この手続に関する手数料を納付する必要がある。
- (ホ) **甲**は、特許出願**A**について特許をすべき旨の査定の謄本の送達を受けた後、出願**A**に基づく国内優先権の主張を伴った特許出願**B**をした。この場合、特許庁長官は、**甲**に弁明書を提出する機会を与えた後に、出願**B**を却下するものとする。

1 1 ↵

2 2 ↵

3 3 ↵

4 4 ↵

5 5 ↵

【特許・実用新案】 9

特許出願の分割・変更等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。また、実用新案登録出願、意匠登録出願についても同様とする。

- (イ) 甲は、発明イをし、発明イについて特許出願Aをした後、出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bをした。その後、出願Aは出願公開される前に取り下げられ、出願Bは出願公開された。乙は、発明イをし、出願Aが出願された日後、出願Bが出願される日前に発明イについて特許出願Cをした。この場合、出願Cに係る発明イが、出願A及び出願Bの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されているときは、出願Cに係る発明イについては、特許法第29条の2の規定により特許を受けることができない。
- (ロ) 意匠登録出願の日から3年を経過した後であっても、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、その意匠登録出願を特許出願に変更できる。
- (ハ) 2以上の請求項に係る自己の実用新案登録に基づいて特許出願をする場合におけるその実用新案権の放棄は、請求項ごとにすることはできない。
- (ニ) 2以上の請求項に係る自己の一つの実用新案登録から、当該実用新案登録に基づく特許出願を複数することができる。
- (ホ) 優先権の主張の基礎とされた先の出願Aが国内出願であり、優先権の主張を伴う後の出願Bが日本国を指定国に含む国際出願（いわゆる自己指定）である場合、後の出願Bをした後であっても、先の出願Aの一部を分割して新たな特許出願をすることができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【特許・実用新案】 10

特許法第93条に定める裁定（いわゆる公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）に関する以下の事例について、次の1～5のうち、正しいものはどれか。なお、1～5はそれぞれ独立しているものとする。また、事例や1～5に示されていない事実をあえて仮定する必要はない。

【事例】**甲**は、**乙**の有する特許権に係る特許発明の実施は公共の利益のために特に必要であると考え、その特許発明の実施をするために、**乙**との間で、その特許権についての通常実施権の許諾について協議をした。しかし、通常実施権の許諾に関する条件が整わなかつたため、協議は成立しなかった。

- 1 **甲**は、特許庁長官に対し特許法第93条第2項に定める裁定を請求することができる。
- 2 **甲乙**間の協議が成立しなかったのは、**甲**の提示する対価が低額であったためであり、**乙**は、対価の額次第では通常実施権を許諾してもよいと考えた。この場合、**乙**は、特許法第93条第2項に定める裁定を請求することができる。
- 3 特許法第93条第2項に定める裁定の請求がなされ、その後、通常実施権を設定すべき旨の裁定がなされたが、当該裁定で定められた対価の額が低かったため、**乙**はこれを不服とし、訴えを提起した。この場合、**乙**は、特許庁長官を被告としなければならない。
- 4 特許法第93条第2項に定める裁定の請求がなされ、その後、通常実施権を設定すべき旨の裁定がなされた。しかし、**甲**が当該裁定で定める支払の時期までに對価（對価を定期に又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分）を支払わず、又供託もしないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定はその効力を失う。
- 5 特許法第93条第2項に定める裁定の請求がなされ、その後、通常実施権を設定すべき旨の裁定がなされた。この場合、**甲**は、**乙**の承諾を得れば、実施の事業とともにする場合でなくとも、当該通常実施権を他者に移転することができる。

【特許・実用新案】 1 1

特許出願の審査及び出願公開等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

また、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由の通知をいうものとする。

- (イ) 明細書において特許法第36条第4項第2号に規定する情報(いわゆる文献公知発明に関する情報)が記載されていない場合、審査官は、特許出願人に対し、意見書を提出する機会を与えるため、同号に規定する要件を満たしていない旨を通知しなければならない。
- (ロ) 審査官甲は出願人乙の特許出願Aの審査を行い、拒絶の理由を通知した。その後、乙は甲の叔父であることが判明したため、除斥の原因のない審査官丙が出願Aの審査をすることとなった。この場合、審査官丙は改めて拒絶の理由を通知することなく拒絶をすべき旨の査定をすることができる。
- (ハ) 出願人が、出願審査の請求は不要であると判断し、故意に出願審査の請求の期限までに出願審査の請求の手続をしなかった場合であっても、出願審査の請求期間の経過後1年以内であれば、出願審査の請求をすることができるときがある。
- (ニ) 審査官は、特許法第17条の2第3項に規定する要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を満たしていない旨の最後の拒絶理由通知をした。しかし、当該通知に対して出願人がした補正是、最後の拒絶理由で通知した拒絶の理由を解消していなかった。この場合、審査官は、その補正を却下することなく、拒絶をすべき旨の査定をすることができる。
- (ホ) 出願公開の請求は、出願公開前であれば、取り下げることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【特許・実用新案】 1 2

特許権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であってその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられるることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為は、特許権を侵害するものとみなされるが、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられるることを過失により知らなかつた場合であつても、特許権を侵害するものとみなされる。
- (ロ) 特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者が受けた損害の額と推定する。
- (ハ) 特許法第102条第3項は、特許権者が、故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる旨、規定する。
- (ニ) 特許法第102条第3項の規定に基づいて実施工料相当額を損害の賠償として請求する場合において、特許権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたとき、裁判所は、実施工料相当額より少ない額を損害の賠償の額として認定することができる。
- (ホ) 故意又は過失により特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者の請求により、特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができるが、善意かつ無過失により特許権を侵害した者に対しては、当該措置を命ずることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 1 3

特許異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許法第120条の5第1項の規定による通知（いわゆる取消理由通知）において指定された期間内に特許権者からされた訂正の請求について、特許異議申立人から意見書が提出された場合、審判長は、その意見書の副本を特許権者に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 2 特許法には、特許異議の申立てをすることができる期間について、特許権の設定の登録の日から6月以内に限る旨の規定がある。
- 3 特許異議の申立てについての審理においては、特許異議の申立てがされていない請求項については、審理することができない。
- 4 特許権の設定の登録の直後に請求された訂正審判において特許請求の範囲の訂正を認める旨の審決が確定した場合、特許異議の申立てをすることができる期間の経過前であれば、その訂正が実質上特許請求の範囲を変更するものであることを理由として特許異議の申立てをすることができる場合がある。
- 5 特許異議の申立てをする者は、特許異議申立書に特許異議申立人の氏名又は名称の記載を省略して、「匿名」と表記することができる。

【特許・実用新案】 1 4

特許無効審判、実用新案登録無効審判及び延長登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 2以上の請求項に係る特許について、請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合、審決は常に当該請求項ごとに確定する。
- (ロ) 特許法第36条第6項第4号に規定する要件(いわゆる特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件)に違反した場合は、特許請求の範囲の記載形式に違反があるので拒絶の理由とされているが、特許権の内容である発明に実体的瑕疵がないため、特許の無効理由からは除かれている。
- (ハ) 特許がされた後において、特許権者が特許法第25条(外国人の権利の享有)の規定により特許権を享有することができない者になったとき、又はその特許が条約に違反することとなつたときは、特許の無効理由となり、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、審決が確定した時点から存在しなかつたものとみなされる。
- (ニ) 延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなされ、延長された期間の一部が延長されなかつたものとみなされることはない。
- (ホ) 特許無効審判及び延長登録無効審判を請求できる者は利害関係人に限られるが、実用新案登録無効審判は何人も請求することができ、請求人適格が限定される場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 1 5

特許法及び実用新案法に規定する特許料、手数料及び罰則に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者が実用新案技術評価の請求をした後に、その請求に係る実用新案登録に基づいて特許法第 46 条の 2 第 1 項の規定による特許出願がされたことにより、その請求がされなかったものとみなされたときは、請求人により納付された実用新案技術評価の請求の手数料は、当該請求人の請求がなくても返還される。
- (ロ) 既納の特許料のうち、特許権を放棄した年の翌年以後の各年分の特許料は、納付した者の請求により返還されることがある。
- (ハ) 特許権又は専用実施権を侵害した者に対する懲役刑及び罰金額の上限は、特許法第 101 条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者に対する懲役刑及び罰金額の上限と同じである。
- (ニ) 利害関係人その他の特許料を納付すべき者以外の者は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる。
- (ホ) 特許庁長官に対し、特許権の設定の登録がされた特許出願の審査に係る書類の閲覧を請求する際は、手数料の納付を要しない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 1 6

特許法又は実用新案法に規定する手続の補正、手続の却下に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものの組合せは、どれか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に規定する「最初に受けた」拒絶理由の通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由の通知をいうものとする。

- (イ) 外国語書面出願の出願人は、最初の拒絶理由通知において指定された期間内に外国語書面について補正をすることができる場合がある。
- (ロ) 最初の拒絶理由通知を受ける前の特許請求の範囲について補正をするときは、補正前の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明と、補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第37条の発明の單一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。
- (ハ) 特許請求の範囲の記載が特許法第36条第6項第2号に規定する要件(いわゆる明確性要件)を満たしていない旨の最後の拒絶理由通知を受けた後、当該通知において指定された期間内に、当該通知に係る拒絶の理由に示す事項について、明りようでない記載の訛明のみを目的として特許請求の範囲について補正がされた。この場合、その補正後の特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでないときは、当該補正は却下される。
- (ニ) パリ条約の同盟国Xへの特許出願Aに基づいて優先権を主張するために提出した特許法第43条第1項に規定する書面について補正をすることによって、当該優先権の主張に加えて、パリ条約の同盟国Xへの別の特許出願Bに基づく優先権の主張を追加することはできない。
- (ホ) 実用新案登録出願に関する手続をした者は、経済産業省令で定める期間を経過した後であっても、願書に添付した実用新案登録請求の範囲について補正をすることができる場合がある。

- 1 (イ) と (ロ)
- 2 (イ) と (ホ)
- 3 (ロ) と (ハ)
- 4 (ハ) と (ニ)
- 5 (ニ) と (ホ)

【特許・実用新案】 1 7

特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査（以下「前置審査」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定の謄本の送達があった日から3月以内に拒絶査定不服審判を請求することができないことにつき、その責めに帰することができない理由がなくとも、その査定の謄本の送達があった日から3月経過後に拒絶査定不服審判を請求することができる場合がある。
- (ロ) 期限を超過した不適法な審判の請求は、その補正をすることができないものであるから、決定をもってこれを却下することができる。
- (ハ) 審判の請求前にした補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にないと前置審査において認められたときは、審査官は、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- (ニ) 特許出願Aの一部が新たな特許出願B（いわゆる分割出願）とされた後、特許出願Aについて拒絶査定不服審判が請求されたとき、特許出願Bの出願人からの申立てがなければ、当該審判の審決が確定するまで特許出願Bの審査が中止されることはない。
- (ホ) 拒絶査定不服審判において査定の理由と異なる拒絶の理由が発見されたときは、特許庁長官から拒絶の理由が通知される場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【特許・実用新案】 1 8

特許法及び実用新案法に規定する訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者は、当該特許異議の申立てについての取消決定に対する訴えを提起することができない。
- 2 実用新案登録無効審判の審決に対する訴えに係る事件については、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることはできない。
- 3 特許無効審判の請求が成り立たない旨の審決の取消訴訟において、裁判所が当該特許は無効とすべきであるとの結論に至った場合には、当該特許を無効にすべきことを特許庁に命ずる判決をすることができる。
- 4 特許無効審判における特許を無効とする審決に対する訴えにおいては、特許庁長官を被告としなければならない。
- 5 特許無効審判の審決に対する訴えが提起され、その訴えが、請求項ごとに請求された特許無効審判の審決に対するものであるときは、裁判所は、訴えの提起があった旨を特許庁長官に遅滞なく通知するのみならず、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類である訴状の写し等を特許庁長官に送付しなければならない。

【特許・実用新案】 1 9

次の文章の空欄に、下記の【語群】から選択される適切な語句を入れると、特許法第131条の2（審判請求書の補正）に関する記述となる。このうち①～④の空欄に入る語句の組み合わせとして最も適切なものは、どれか。

なお、空欄には、同じ語句を2回以上入れてもよい。同じ番号の空欄には同じ語句が入る。

平成10年の一部改正以前の特許無効審判では、他の審判と同様、審判請求の理由を変更し、新たな無効理由及び証拠を追加することが認められていた。そのため、当初の請求書に記載した理由以外に新たな理由が遅れて発見された場合、請求人が無効理由・証拠の追加を①行うことも多く、審理の遅延の原因となっていた。

このような弊害を改善するため、平成10年一部改正において、特許無効審判請求書の請求の理由については、その②する補正是認めないものとすることにした。その結果、審判請求時に十分な準備をし、すべての無効理由を提出しようとするインセンティブが審判請求人に働くようになり、□が図られた。

他方で、その②するような主張をするためには、別途の無効審判を請求することが必要となり、平成10年一部改正以降、同一特許について同一人が異なる無効理由を挙げて複数の無効審判を繰り返し請求する事例が増加することとなった。

また、審判請求人が、審判官に対して③の対象とすることを期待して上申書により新たな無効理由や証拠が提出されるという実務も生まれ、□や□等の問題が指摘された。

特許法第131条の2は、このような問題点を解決するため、平成15年一部改正において、特許無効審判における審判請求書の請求の理由の補正について、例外的に②する補正を容認する規定を導入するにあたり新設されたものである。当該規定は、平成10年改正事項である特許無効審判の請求の理由の補正について、②する補正を制限することを基本としつつ、審判請求時にその無効理由を提出できなかつたことに④が認められる場合には、一定の要件の下に新たな無効理由を追加することを容認することで、□の要請と□の要請とを調整するものである。

【語群】

職権探知	所定期間内	当事者の不満	無期限・無制限に
職権進行	合理的理由	手続の透明性	審判長の許可なく
不責事由	審理の充実	手続の煩雑さ	事件の迅速な解決
理由を追加	一回的解決	審理の不平等	事件間の公平性
要旨を変更	手続の簡素化	審理期間の大幅な短縮	審理負担の大幅な軽減

	①	②	③	④
1	無期限・無制限に	理由を追加	職権探知	合理的理由
2	審判長の許可なく	要旨を変更	職権探知	不責事由
3	審判長の許可なく	理由を追加	職権進行	不責事由
4	無期限・無制限に	要旨を変更	職権探知	合理的理由
5	無期限・無制限に	要旨を変更	職権進行	不責事由

【特許・実用新案】 20

特許法又は実用新案法に規定する特許権又は実施権等に関し、次のうち、正しいものはいくつあるか。

- (イ) 特許法には、特許権の存続期間は、特許権の設定の登録の日から 20 年をもって終了するところが規定されている。
- (ロ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権についての専用実施権の設定、及びその特許権についての他人への通常実施権の許諾のいずれもすることができない。
- (ハ) 特許発明の技術的範囲を定める場合において、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するときには、願書に添付した明細書、要約書の記載及び図面を考慮して、その用語の意義を解釈するものとする。
- (ニ) 特許法には、専用実施権者又は通常実施権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の登録意匠に類似する意匠を利用するものであるとき、業としてその特許発明の実施をすることができない旨が規定されている。
- (ホ) 実用新案権者から専用実施権を設定された専用実施権者は、その専用実施権について他人に通常実施権を許諾することができる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 1

意匠登録出願について、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。

- (イ) 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、物品の区分に基づいて、意匠ごとにしなければならない。
- (ロ) 出願人は、意匠登録出願Aについて、2以上の意匠を包含するとして拒絶理由通知を受けたので、その一部について意匠法第10条の2に規定する新たな意匠登録出願Bをした。この場合、出願Aと同時に同法第14条第2項に規定する書面を提出していれば、当該書面は出願Bと同時に提出したものとみなされる。
- (ハ) 黒色の物品の上に模様が立体的に表現されている意匠について意匠登録出願をするときは、願書に彩色を省略する旨を記載すれば、当該願書に添付した図面において、当該模様のみを黒で表現し、地の黒色を省略することができる。
- (ニ) 物品の意匠の出願人は、当該物品の用途を願書に記載しなければならない。
- (ホ) 画像の意匠登録出願の願書に添付した図面によっては、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が、その意匠に係る画像の大きさを理解することができないため、その意匠を認識することができないときは、その意匠に係る画像の大きさを願書に記載しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【意匠】 2

意匠法上の「画像」に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 意匠法第2条第2項第3号イ及びロに規定する意匠の実施の定義における画像には、その画像を表示する機能を有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であってプログラムに準ずるものが含まれる。
- 2 意匠法第5条第2号における他人の業務に係る画像は、機器の操作の用に供される画像又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像に限られる。
- 3 意匠法第3条第2項における電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった画像は、機器の操作の用に供される画像又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像に限られない。
- 4 意匠法第37条第2項で廃棄請求の対象となる侵害の行為を組成した画像は、機器の操作の用に供される画像又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像に限られる。
- 5 意匠法第38条第7号及び第8号において間接侵害行為の対象とされる画像は、機器の操作の用に供される画像又は機器がその機能を発揮した結果として表示される画像に限られない。

【意匠】 3

弁理士である甲は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に規定する、日本国を指定国とした国際登録出願について、日本国での代理業務を依頼された。

当該国際登録出願には、共通する装飾が施された、フォーク、スプーン、ナイフの3つの意匠と、全体として統一がある複数の容器からなる一組の飲食用容器セットの1つの意匠が含まれており、これら4つの意匠は、4つの意匠登録出願とみなされた（以下、「国際意匠登録出願」という。）。

また、当該国際登録出願前に、出願人はフォークの意匠について公開していたが、当該国際登録出願においては、新規性の喪失の例外の適用を受けるために必要な手続をしていなかった。

次のうち、正しいものは、いくつあるか。ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。

- (イ) 国際公表の日後であっても、当該国際意匠登録出願に係るフォークの意匠について、所定の期間内に新規性の喪失の例外の適用を受けようとする旨を記載した書面及び証明書を提出することができる。
- (ロ) 当該国際意匠登録出願に係るスプーンの意匠について意匠権の設定の登録がされた。この場合、そのスプーンの意匠を本意匠として、類似する意匠について、関連意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 国際公表の日後であれば、意匠ごとにされたフォーク、スプーン及びナイフの国際意匠登録出願を、組物に係る1つの意匠登録出願とするための手続を行うことができる。
- (ニ) 当該国際意匠登録出願に係るスプーン、ナイフ及び一組の飲食用容器セットの各意匠について、国際登録の日から3年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることができる場合がある。
- (ホ) 当該国際意匠登録出願に係る一組の飲食用容器セットの意匠が、組物としての登録要件を満たさないとして拒絶理由を受けた場合、当該意匠登録出願の一部について意匠法第10条の2に規定する分割の手続を日本国特許庁に対して行うことができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 4

意匠登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。なお、文中に記載した優先権の主張は有効なものとし、文中に記載したものを受けハーブ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 **甲**は、同日に出願した意匠登録出願**A**と意匠登録出願**B**について、意匠法第9条第4項の協議指令を受けた。その後、**甲**は当該両出願について何らの手続も行わなかった。この場合、特許庁長官は、当該両出願について協議が成立しなかったものとみなすことができる。
- 2 日本国である**甲**は、意匠**イ**について、外国である**X**国のみを指定締約国としてハーブ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際登録出願をし、当該出願は不備なく受理され、国際登録され、国際公表された。その後、**甲**は、意匠**イ**について、当該国際登録出願に基づくパリ条約の優先権の主張を伴う意匠登録出願を日本国特許庁にしたところ、意匠**イ**について意匠登録を受けた。その後、**甲**は、意匠**イ**に類似する意匠**ロ**について、意匠**イ**を本意匠として、当該国際登録出願の出願日から10年を経過する日前までに意匠登録出願をした。この場合、意匠**イ**の関連意匠として、意匠**ロ**について、意匠登録を受けることができる。
- 3 **甲**は、同日に出願した意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**と意匠**ロ**に係る意匠登録出願**B**について、意匠法第9条第4項の協議指令を受けたため、出願**A**を放棄し、意匠**ロ**について意匠登録を受けた。その後、**甲**が、意匠**イ**のみに類似する意匠**ハ**について意匠登録出願をしても、意匠**ハ**について意匠登録を受けることはできない。
- 4 **甲**は、互いに類似する意匠**イ**と意匠**ロ**について同日に意匠登録出願をした。当該両出願の出願日と同日に、**乙**は、意匠**ハ**について意匠登録出願をした。意匠**イ**、意匠**ロ**及び意匠**ハ**が互いに類似する場合、これら全ての出願について、意匠法第9条第2項の協議の対象となる。
- 5 **甲**は、意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠**イ**について意匠登録を受けた。その後、**甲**は、意匠**イ**に類似する意匠**ロ**について意匠登録出願**B**をした。**乙**は、出願**A**の出願後、出願**B**の出願前に、意匠**イ**及び意匠**ロ**のいずれにも類似する意匠**ハ**について意匠登録出願**C**をした。この場合、出願**B**は、出願**C**に係る意匠**ハ**によって拒絶されない。

【意匠】 5

甲は、新規な学習机を創作し、「収納棚付き学習机」の意匠イについて意匠登録出願を行い、意匠登録を受け、意匠イの意匠公報が発行された。

乙は、意匠イの意匠登録出願後、意匠イの意匠公報が発行されるまでの間に、意匠イの一部である学習机と類似する「学習机」の意匠ロについて、意匠登録出願を行った。

また、甲は、乙による意匠ロの意匠登録出願後、意匠イの意匠公報が発行されるまでの間に、意匠イに類似する「収納棚付き学習机」の意匠ハについて、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願を行った。

次のうち、正しいものは、いくつあるか。

なお、本問における各意匠登録出願は、いずれも物品の部分について意匠登録を受けようとするものではない。また、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないこととする。

(イ) 意匠ロは、意匠登録を受けることができる。

(ロ) 意匠ハは、意匠登録を受けることができる。

(ハ) 甲が、意匠イの意匠登録出願日から5年後に、意匠イと類似する意匠ニについて、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願を行った場合、意匠ニは意匠登録を受けることができる。

(ニ) 意匠イの出願後であって意匠ハの出願日前に、甲が意匠イに係る「収納棚付き学習机」の販売を開始していた場合、意匠ハは意匠登録を受けられない。

(ホ) 甲が、意匠イの意匠公報の発行後に、意匠イを構成する学習机と同一の意匠ホについて、意匠登録出願を行った場合、意匠ホは意匠登録を受けることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 6

意匠登録出願の分割・変更に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠登録出願人は、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする意匠登録出願について、分割により新たな意匠登録出願とする場合には、新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨の書面を、新たな意匠登録出願と同時に提出しなければ、新たな意匠登録出願について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができない。
- (ロ) 特許出願人が、特許出願について拒絶査定不服審判を請求したところ、1年後に当該出願について拒絶をすべき旨の審決の臘本の送達があった。当該臘本の送達があった日から3月以内であれば、当該出願を意匠登録出願に変更することができる。
- (ハ) 特許出願人は、特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、当該仮専用実施権を有する者の承諾を得なくても、当該出願を意匠登録出願に変更することができる。
- (ニ) 意匠登録出願人は、2以上の意匠を包含する意匠登録出願が、審査、審判又は再審に係属している場合、当該出願の一部を1又は2以上の新たな意匠登録出願とすることができる。
- (ホ) 特許出願を意匠登録出願に変更することができる期間は、延長されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【意匠】 7

意匠登録出願の補正について、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないものとする。

- (イ) 出願人が拒絶査定不服審判を請求し、審判係属中に、願書に添付した図面について補正をしたが、当該補正は却下された。この場合、当該補正の却下の決定の謄本の送達があった日から3月を経過するまでは審決をすることができない。
- (ロ) 出願人は、意匠登録出願が審査に係属しているときに、願書に添付した図面について補正をした。当該補正は却下されることなく、当該出願について拒絶をすべき旨の査定がなされたので、出願人は、拒絶査定不服審判を請求した。拒絶査定不服審判の審理において、審査係属中になされた当該補正が却下されることはない。
- (ハ) 出願人は、物品の形状、模様及び色彩の結合を現わした写真を願書に添付して意匠登録出願をした。その後、その写真に代えて、当該物品の形状のみを表わした図面に変更する補正をした。この場合、当該補正が却下されることはない。
- (ニ) 意匠登録出願の願書に添付した図面についてした補正が、審査段階で要旨を変更するものと認められたときは、当該出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。
- (ホ) 出願人は、画像に係る意匠の意匠登録出願が審査に係属しているときに、当該出願の願書に記載した画像の用途について補正をした。当該補正は、却下される場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

【意匠】 8

日本国を指定締約国とするハーグ協定のジュネーブ改正協定の規定による国際出願に係る国際登録に關し、次のうち、正しいものは、どれか。

なお、「国際事務局」とは意匠法第60条の7第2項に規定する国際事務局を、「国際登録を基礎とした意匠権」とは同法第60条の14第2項に規定する国際登録を基礎とした意匠権を、「国際登録簿」とはハーグ協定のジュネーブ改正協定第1条(viii)に規定する国際登録簿をいうものとする。

- 1 国際登録を基礎とした意匠権について、意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があった場合、当該意匠権に係る補償金請求権は、当該移転が国際登録簿に登録された時から当該登録を受けた者に帰属していたものとみなされる。
- 2 意匠法第60条の6第1項の規定による国際意匠登録出願についての意匠登録の査定の規定の適用については、特許庁長官が国際事務局を経由して登録査定に記載した事項を国際登録の名義人に発送した時に、登録査定の謄本送達があったものとみなされる。
- 3 国際登録を基礎とした意匠権に専用実施権が設定されている場合、専用実施権者の承諾を得ていることが、意匠権の放棄による消滅の効力発生要件となる。
- 4 国際登録を基礎とした意匠権についての意匠権の設定、信託による変更、消滅（存続期間の満了によるものに限る。）、回復又は処分の制限は、いずれも特許庁に備える意匠原簿に登録される事項である。
- 5 国際登録を基礎とした意匠権について、意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該意匠登録無効審判の確定審決が特許庁の意匠原簿に登録され、かつ、その旨が国際事務局に通報される。

【意匠】 9

登録意匠イの意匠権者である甲が、乙に対し、意匠イに係る意匠権侵害を理由として、乙物品の製造販売について差止及び損害賠償を求める訴え（以下「本件訴訟」という。）を提起する場合の説明として、次のうち、誤っているものは、どれか。なお、特に文中に示した場合を除き、意匠イは秘密意匠に係るものではないものとする。

- 1 甲は、乙物品の製造販売行為の停止を請求するとともに、侵害行為を組成したプログラムを記録した記録媒体の廃棄を請求することができる。
- 2 乙の行為が意匠イに係る意匠権を直接に侵害することにはならない場合であっても、侵害の予備的又は帮助的行為のうち、直接侵害を誘発する蓋然性が極めて高い一定の行為については意匠権の侵害とみなされる旨の規定が意匠法に設けられている。
- 3 甲の差止請求が認められるためには、乙に、意匠イに係る意匠権の侵害行為について故意又は過失があることは要件とされていない。
- 4 意匠イが秘密意匠である場合であっても、甲が、意匠法第 20 条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面であって、かつ、特許庁長官の証明を受けたものを提示して乙に警告し、その後も乙が乙物品の製造販売を継続するときは、甲は、乙に対し、差止及び損害賠償請求をすることができる。
- 5 甲は、意匠イに係る意匠権が存続期間満了により消滅した後は、意匠権侵害に基づく差止と損害賠償のいずれも請求することができない。

【意匠】 10

意匠イの意匠権者である甲は、乙による乙物品の製造販売行為が、意匠イに係る意匠権を侵害しているとして、乙に対し、乙物品の製造販売行為の差止めを請求する訴訟（以下「本件侵害訴訟」という。）を提起した。この場合、次のうち、誤っているものは、どれか。ただし、1～5の内容はそれぞれ独立しており、相互に影響しないものとする。

- 1 本件侵害訴訟が提起される前に、乙が、特許庁に判定を求めたところ、意匠イと乙物品の意匠は類似しないとの判断がなされていた。この場合であっても、本件侵害訴訟において、裁判所は、意匠イと乙物品の意匠は類似するとの判断をすることができる。
- 2 本件侵害訴訟の係属中、裁判所は、意匠イに係る意匠登録の無効理由の存否について、特許庁に対して鑑定の嘱託をすることはできない。
- 3 乙が、本件侵害訴訟において、意匠イに係る意匠登録に無効理由が存在する旨の抗弁を主張するために、意匠イについて意匠登録無効審判の請求をする必要はない。
- 4 本件侵害訴訟において、意匠イに係る意匠登録に無効理由が存在する旨の抗弁が認められ、請求棄却の判決が確定した後は、甲は、第三者である丙に対して、意匠イに係る意匠権を行使できない。
- 5 法人である乙の代表者が、乙の業務に関し、意匠イに係る意匠権を侵害したときは、乙の代表者と共に乙に対しても、本件侵害訴訟とは別の刑事事件において、刑罰が科される可能性がある。

【商標】 1

商標法の目的等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標法は商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図ることを目的とするが、業務上の信用は一定の商標を商品等に継続的に使用することによって商標に化体するものであるから、商標登録出願に係る商標の使用を査定時までに開始していない者は商標登録を受けることはできない。
- (ロ) 商標法は商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図ることを目的とすることから、商標権は、商標を使用する者が行っている商標に係る事業と分離して譲渡することができる場合はない。
- (ハ) 商標法は、商標登録出願から商標権の設定登録までの間に商標に化体した業務上の信用を保護する制度を設けている。
- (ニ) 商標法は商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図るだけでなく需要者の利益を保護することも目的としていることから、出所の混同が広い範囲で生じ得る著名な登録商標について防護標章登録をすることにより、当該登録商標と類似しない商標の使用にまで商標権の効力を及ぼす制度を設けている。
- (ホ) 商標法は需要者の利益を保護することも目的としていることから、商標権者が故意に品質を劣悪にした指定商品に係る商品について登録商標を使用している場合、取消しの審判により商標登録が取り消されるときがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 2

商標法第4条第1項に規定する不登録事由等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第4条第1項第11号に該当する商標であっても、その商標登録出願人が、商標登録を受けることについて、同号の他人の承諾を得ており、かつ、その承諾を表す書面の中で、当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務との間で混同を生ずるおそれがない旨が明記されている場合、その商標登録出願は同号に該当することを理由として拒絶されるときはない。
- 2 立体的形状のみからなる商標に係る商標登録出願は、これより先に出願された他人の商標登録出願に係る図形のみからなる商標と類似するとして拒絶される場合はない。
- 3 商標登録が商標法第4条第1項第15号の規定に違反してされたときは、それが不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除き、商標権の設定登録の日から5年を経過した後に商標登録の無効の審判を請求することはできない。
- 4 他人の氏名を含む商標については、その他人の承諾を得れば商標登録を受けることができる場合があるが、当該他人には外国人は含まれない。
- 5 他人の業務に係る商品を表示するものとして外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標について、日本国において登録されていないことを奇貨として国内代理店契約を強制する目的で先取り的に商標登録出願をした場合、当該出願の指定商品が当該商品と類似していなくても拒絶されるときがある。

【商標】 3

商標法第3条等に規定する商標登録の要件等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標ではなく、他人に使用をさせるための商標についても商標登録を受けられる場合がある。
- (ロ) 商標が、その商標登録後にその指定商品の普通名称となった場合、そのまま商標登録を存続させておくことは需要者の利益に反するので、後発的な無効理由に該当する。
- (ハ) その商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章を含む商標については、商標登録を受けることができる場合はない。
- (ニ) 商標登録出願に係る商品について慣用されている商標であっても、使用された結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるものとして商標登録を受けることができる場合がある。
- (ホ) 指定商品を **a**、 **b** とする商標登録出願が、指定商品 **a** につき「その商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するとの拒絶理由を有する場合、指定商品 **a** を削除する補正をしたとしても、当該出願が商品の品質に関する他の拒絶理由を有するときがある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 4

商標法上の権利と担保権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権は、抵当権の目的とすることはできない。
- 2 商標権は、共有に係るときでなくとも、質権の目的とすることはできない場合がある。
- 3 通常使用権は、質権の目的とすることはできる場合がある。
- 4 無効審判の請求登録前の使用による商標の使用をする権利(商標法第33条第1項)は、質権の目的とすることはできない。
- 5 商標登録出願により生じた権利は、質権の目的とすることはできる場合がある。

【商標】 5

商標権の効力及び商標権侵害訴訟等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 自己の著名な芸名の略称を普通に用いられる方法で表示する商標が不正競争の目的なく用いられた場合、商標権の効力が及ぶときはない。
- 2 商標権の効力は、商品の包装が当然に備える立体的形状のみからなる商標に及ぶ場合がある。
- 3 商標権者である**甲**が**乙**に対してその商標権について専用使用権を設定したときは、**乙**がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲について、**甲**が当該登録商標の使用をすることができる場合はない。
- 4 商標法第 13 条の 2 第 1 項に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができない。
- 5 商標権侵害訴訟において、その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたことを理由として、当該商標登録が商標登録の無効の審判により無効にされるべきものとの攻撃又は防御の方法を提出することができる者は、当該商標登録により生じた権利を有する者に限られる。

【商標】 6

商標登録出願の手続等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願をした者が商標法第 76 条第 2 項の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、特許庁長官により手続の補完をすべきことが命じられる。
- (ロ) 図形及び色彩を構成要素とする商標について商標登録出願をする場合において、商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分があるときは、当該色彩の範囲を明らかにするために、その商標の詳細な説明を願書に記載しなければならない。
- (ハ) 同一の商品について使用をする同一の商標について同日に 2 つの商標登録出願があり、特許庁長官により、全ての商標登録出願人に協議をしてその結果を届け出るべき旨が命じられ、協議が成立しなかった場合、公正な方法によるくじにより定めた順位における最先の商標登録出願人以外の者が商標登録を受けることができるときがある。
- (ニ) パリ条約の同盟国の領域内でその政府の許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に出品した商品について使用をした商標について、その商標を使用した商品を出品した者がその出品の日から 6 月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、当該博覧会が特許庁長官の定める基準に適合するものでなくても、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなされる。
- (ホ) 音からなる商標について商標登録を受けようとする場合、五線譜を用いて商標登録を受けようとする音を特定するために必要な事項を願書に記載するときは、当該音を記録した光ディスクを願書に添付しなくてもよい。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 7

商標権の移転等に関し、次のうち、誤っているものはどれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 地域団体商標に係る商標権については、他人に譲渡することはできないが、他人に通常使用権を許諾し、その登録をすることはできる。
- 2 民法上の不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは時効によって消滅するが、商標法上の設定の登録前の金銭的請求権（商標法第13条の2）は、商標権の設定の登録があった後でなければ行使することができないため、商標権の設定の登録の日から3年間行使しないときは時効によって消滅することとしている。
- 3 **甲**から**乙**に団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転しようとするときは、その旨を記載した書面及び**乙**が商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなくてはならず、当該証明する書面の提出がない場合は、商標権の移転が認められない。
- 4 商標権の設定は、特許庁に備える商標原簿に登録される。
- 5 商標権の存続期間の更新登録の申請は、商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じてすることができる。

【商標】 8

商標の判定並びに審判及びその再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録がされた後において、登録商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標に該当するものとなっているときは、何人も、そのことを理由として当該商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- 2 判定は何ら法律的な拘束力を有するものでないことから、当事者は、判定をする審判官の除斥又は忌避の申立をすることはできない。
- 3 **甲**及び**乙**の共有に係る商標権についての商標登録を無効にすべき旨の確定審決に対して再審を請求する場合、**甲**及び**乙**が共同して請求する必要がある。
- 4 不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第50条第1項）は、何人も請求することができるが、権利の濫用として当該審判の請求が認められない場合がある。
- 5 同一の商標権に係る2以上の商標登録の無効の審判については、その審理は、特別の事情がある場合を除き、併合される。

【商標】 9

商標の登録異議の申立てに関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録異議申立書に、登録異議の申立てに係る商標登録の表示が記載されていない場合、審判長は、登録異議申立人に対し、相当の期間を指定して弁明書を提出する機会を与えるなければならない。
- (ロ) 登録異議の申立てに関する費用は、登録を取り消すべき旨の決定がされた場合であっても、申立人が負担する。
- (ハ) 商標登録を取り消すべき旨の決定に対しては、商標権者及び参加人のみならず、その登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者も、東京高等裁判所に訴え提起することができる。
- (ニ) 登録異議の申立てをすることができる期間の経過後 30 日以内であっても、登録異議申立人を追加する補正をすることはできない。
- (ホ) 商標登録を取り消すべき旨の決定が確定した場合、原商標権者が登録異議の申立ての登録前に商標登録が第 4 条第 1 項第 11 号の規定に違反してされたことを知らないで日本国内において指定商品について当該登録商標の使用をし、その商標が原商標権者の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、原商標権者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【商標】 10

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、正しいものはどれか。

- 1 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより国際登録の存続期間の更新の申請を特許庁長官にすることができるが、当該更新の申請をすることができる期間内にその申請をしなかったため国際登録に基づく商標権が消滅したものとみなされた場合であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、当該更新の申請をすることができる。
- 2 日本国の商標登録が日本法人と日本国内に営業所を有しない外国法人の共有に係るものであった場合、当該日本法人及び当該外国法人は、共同して当該商標登録を基礎として国際登録出願をすることができる。
- 3 2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする国際商標登録出願において、審査において拒絶理由の通知を受けた場合、その出願人は指定商品又は指定役務の補正をすると同時に、当該国際商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな国際商標登録出願とすることができますがある。
- 4 国際商標登録出願について、商標登録出願により生じた権利の相続その他の一般承継があったときは、承継人は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- 5 審査官は、国際商標登録出願について、商標法第68条の2第5項に規定する国際事務局から同法第68条の9第1項に規定する国際登録簿に登録された事項についての更正の通報で経済産業省令で定めるものが行われていない場合において、日本国を指定する領域指定の通報が行われた日から1年6月の期間内に拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の査定をしなければならない。

【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際出願の願書には、必ず発明者に関する表示を記載しなければならない。
- 2 願書の記載のうち自然人の氏名は、姓及び名を記載するものとし、名を姓の前に記載する。
- 3 広域特許に関する条約により出願人がその条約の締約国のうち一部の国にその出願を限定することができない場合には、その条約の締約国のうち一の国の指定及び広域特許を受けることを希望する旨の願書の表示は、その条約のすべての締約国の指定とみなす。
- 4 願書には、出願人が署名をするが、2人以上の出願人がある場合には、願書に最初に記載されている出願人が代表して署名をしなければならない。
- 5 国際出願は、一の発明又は单一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明に限定することなく行うことができる。

【条約】 2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際出願の国際公開は、出願人が、期間の満了前に国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求する場合以外は、必ず国際出願の優先日から 18 月を経過した後速やかに行う。
- 2 国際公開の技術的な準備が完了する前に国際出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされる場合には、国際公開は行わない。
- 3 国際調査機関は、国際出願について明細書、請求の範囲又は図面が有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていないと認めた場合には、その旨を宣言するものとし、出願人及び国際事務局に対し国際調査報告を作成しない旨を通知する。
- 4 国際事務局は、情報を利用する優先的な公共の利益がないことを認めるときは、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局が受理した出願人による理由を示した請求により、当該情報を公開の対象から省略する。
- 5 請求の範囲について特許協力条約第 19 条の規定に基づく補正がされた場合には、国際出願の国際公開には、出願時における請求の範囲の全文及び補正後の請求の範囲の全文を含める。

【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求は、出願人への国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び国際調査機関の書面による見解の送付から 3 月、優先日から 22 月の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる。
- 2 規則 64. 1 に定める基準日前に出願されており又はその基準日前にされた先の出願に基づく優先権の主張を伴っている出願又は特許であって、その基準日と同じ日又はその後に公表されたものは、国際予備審査における新規性及び進歩性に関する規定の適用上、先行技術の一部とはしない。
- 3 国際予備審査機関は、調査が何ら有益な目的に資さないと考えるものでない限り、国際調査報告を作成した日の後に発行された又は当該国際予備審査機関が調査のために利用可能となった規則 64 に規定する文献（国際予備審査における先行技術）を発見するための調査を行う。
- 4 国際予備審査機関は、国際出願の対象の全部又は一部が、微生物学的方法及び微生物学的方法による生産物である場合には、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない。
- 5 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の单一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができ、出願人は、異議を申し立てて、すなわち、国際出願が発明の单一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。

【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際予備審査の請求書には、国際予備審査の結果を利用することを出願人が意図する1又は2以上の締約国（「選択国」）を表示し、選択国は、後にする選択によって追加することができない。
- (ロ) 締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることができる発明であるかどうかを決定するに当たっては、国際予備審査にのみ用いる基準に追加の、又はそれと異なる基準を適用することができる。
- (ハ) 国際調査機関が作成した書面による見解が、国際予備審査機関の書面による見解とみなされる場合はない。
- (ニ) 出願人は、各選択官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられ、選択官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。
- (ホ) 国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの（自明のものではないもの）及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とする。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 5

特許法に規定する国際特許出願、実用新案法に規定する国際実用新案登録出願及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際公開された外国語特許出願が特許法第 29 条の 2 に規定する他の出願である場合、後願を排除できる範囲は、国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）に記載された発明であって、これらの書類の日本語による翻訳文に記載された発明又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）に記載された発明である。
- 2 国際特許出願が先の特許出願に基づく特許法第 41 条の優先権を主張した後、先の出願が経済産業省令で定める期間を経過して取り下げられたとみなされていた場合であって、その後に当該優先権を取り下げたときに、当該先の出願が復活することはない。
- 3 外国語特許出願の出願人は、明細書、請求の範囲及び図面（図面の中の説明に限る。）の日本語による翻訳文を提出していれば、要約は技術情報としてのみ用いるものなので、日本語による翻訳文を提出していなくても、出願審査の請求をすることができる。
- 4 国際実用新案登録出願は、国際出願日から 1 月を経過した後は、願書に添付した明細書の補正をすることができる場合はない。
- 5 日本国と日本国内に営業所を有しない外国法人が共同して国際出願を行ったとき、日本国民が出願人の代表でない場合又は日本国民が筆頭出願人でない場合、特許庁長官は、相当の期間を指定して、手続の補完をすべきことを命じなければならない。

【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「協定」という。）及び標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書（以下「議定書」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「協定」において、国際出願には、指定する締約国によって、出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明を含めなければならない場合がある。
- 2 「協定」において、国際出願が公表の延期の請求を含むとき、2以上の指定された締約国が、自国の法令が意匠の公表の延期について所定の期間よりも短い期間を規定していることを宣言により通告している場合には、国際登録は当該締約国の宣言において通告された最も長い期間の満了の時に公表される。
- 3 「協定」において、指定締約国の法令に基づいて保護が付与されている意匠について15年を超える保護の存続期間を当該指定締約国の法令に定めている場合には、保護の存続期間は、国際登録が更新されることを条件として、当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。
- 4 「議定書」において、出願人が国際分類に従って指定した類は、国際事務局が本国官庁と協力して行う調整に服するが、類の指定は、標章に与える保護の範囲を決定するに際して締約国を拘束するものではない。
- 5 「議定書」において、国際登録の存続期間の更新は、国際登録の最新の態様にいかなる変更ももたらすものではない。

【条約】 7

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 改良特許は、パリ条約にいう特許には含まれない。
- (ロ) 同盟国Xの国民は、自国である同盟国Xの国民に課される条件及び手続に従う限り、他の同盟国Yにおいて同盟国Yの国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に對し他の同盟国Yの国民と同一の法律上の救済を与えられる。
- (ハ) 発明者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。
- (ニ) ある物の製造方法について特許が取得されている同盟国にその物が輸入された場合には、特許権者は、輸入国で製造された物に関して当該特許に基づきその国の法令によって与えられるすべての権利を、その輸入物に関して享有する。
- (ホ) 各同盟国は、意匠に基づく排他的権利の行使から生ずることがある弊害、例えば、実施がされることを防止するため、実施権の強制的設定について規定する立法措置をとらなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 いずれの同盟国も、特許出願人が 2 以上の優先権（2 以上の国においてされた出願に基づくものを含む。）を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。ただし、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合に限る。
- 2 パリ条約の同盟国 X の国民である出願人が同盟国 X に出願した発明イに係る特許出願 A を基礎として、パリ条約に規定される優先期間の満了前に他の同盟国 Y に出願人が出願した発明イに係る後の特許出願 B は、出願 A の出願日から出願 B の出願日の間に行われた出願人自身による当該発明イの公表又は実施がある場合には、パリ条約上、不利な取扱いを受けることがある。
- 3 各同盟国は、パリ条約第 6 条の 2 (1) に規定するいわゆる周知商標の使用を禁止することの請求について、その商標の登録の日から少なくとも 5 年の期間を認めなければならない。
- 4 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、地方公共団体の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受ければこれらを商標又はその構成部分として使用することを適當な方法によって禁止する。
- 5 同盟国の国民が同盟国において出願した特許は、他の同盟国でない国において同一の発明について取得した特許から独立したものとすることは求められていない。

【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができます。
- (ロ) 所定の標識、特に単語、文字、数字、図形及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができる。
- (ハ) 標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、加盟国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができます。
- (ニ) 登録を維持するために使用が要件とされる場合に、商標権者の意思にかかわりなく生じる状況であって、商標によって保護されている商品又はサービスについての輸入制限等商標の使用に対する障害となるものは、使用しなかったことの正当な理由として認められない。
- (ホ) 他の者による商標の使用が商標権者の管理の下にある場合には、当該使用は、登録を維持するための商標の使用として認められない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 加盟国は、自国の国民又は居住者がTRIPS協定第8節（契約による実施許諾等における反競争的行為の規制）の規定の対象とする事項に関する他の加盟国の法令に違反すると申し立てられて手続に服している場合には、要請に基づき、所定の条件に基づいて当該他の加盟国と協議を行う機会を与えられる。
- 2 手続の一方の当事者が必要な情報の利用の機会を故意にかつ十分な理由なしに拒絶し若しくは合理的な期間内に必要な情報を提供せず又は行使に関連する手続を著しく妨げる場合には、加盟国は、双方の当事者が主張又は証拠に関し意見を述べる機会を与えることを条件として、提供された情報に基づいて、暫定的及び最終的な決定を行う権限を司法当局に与えることができる。
- 3 司法当局は、遅延により権利者に回復できない損害が生じるおそれがある場合又は証拠が破棄される明らかな危険がある場合には、他方の当事者に意見を述べる機会を与えることを条件として、暫定措置をとる権限を有しなければならない。
- 4 秘密の情報の保護を害することなく、加盟国は、権限のある当局に対し、権利者が自己の主張を裏付けるために税関当局により留置された物品を点検するための十分な機会を与える権限を付与する。
- 5 貿易関連知的所有権理事会は、TRIPS協定の実施、特に、加盟国のTRIPS協定に基づく義務の遵守を監視し、及び加盟国に対し、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項について協議の機会を与える。

【著作権法・不正競争防止法】 1

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 人の身体的動作から構成される舞踊は、著作物として保護されることがある。
- 2 棒高跳び選手の競技における跳躍は、実演として著作隣接権により保護される。
- 3 小説の映画化に関する事項に関し、題名、封切年、製作会社名、監督名、脚本作成者名、主な出演者名を項目として選択し、封切年の順序に従って配列して整理・編集したリストは、事実情報の選択・配列に創作性を認められないから著作物に該当せず、事実情報の収集に相当の労を費やし、その情報に高い価値があったとしても、著作権による保護を受けることはできない。
- 4 個人が波の音を録音したものもレコードであり、この個人はレコード製作者として著作隣接権を有するが、その複製物が市販の目的をもって製作されたものでない場合は、当該複製物を用いて放送を行った放送事業者に対して二次使用料を請求することはできない。
- 5 テレビで生放送された音楽番組は、固定されていないので映画の著作物にあたらないが、生放送を行った放送局が放送と同時に録画していれば、映画の著作物にあたる。

【著作権法・不正競争防止法】 2

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 ある絵画が著作物である場合に、その絵画の原作品の所有者の同意なく、当該原作品を喫茶店に飾る行為は、たとえ来店者がいなくても、当該著作物に係る展示権の侵害となることがある。
- 2 ある絵画が著作物である場合に、その絵画の原作品を飾った喫茶店の店内の様子を、動画共有サイトで配信する行為は、当該著作物に係る公衆送信権の侵害となることがある。
- 3 ある絵画が著作物である場合に、その絵画の原作品の所有者が、その原作品について喫茶店に貸し出す行為は、当該著作物に係る貸与権の侵害となることがある。
- 4 ある絵画が著作物である場合に、その絵画の原作品の一部を拡大して撮影する行為は、当該著作物に係る複製権の侵害となることがある。
- 5 ある絵画が著作物である場合に、その絵画の原作品をタブレット型端末で撮影して、その画像データを当該タブレット型端末に保存したうえで、その画面に当該画像を表示して喫茶店内に飾る行為は、当該著作物に係る上映権の侵害となることがある。

【著作権法・不正競争防止法】 3

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 著作者は、その未公表の著作物の著作権を譲渡した場合には、当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供・提示することにつき、同意したものと推定される。
- 2 著作者は、その未公表の美術の著作物の原作品を譲渡した場合には、当該著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示することにつき、同意したものと推定される。
- 3 著作権侵害になり得る著作物の利用行為を伴わなくても、氏名表示権の侵害は生じ得る。
- 4 著作者は、一度その著作物につき実名を著作者名として表示した場合には、その後の利用について、変名を著作者名として表示するよう求めることはできない。
- 5 同一性保持権を侵害する改変がなされた作品を所持する行為が、著作者人格権侵害となることがある。

【著作権法・不正競争防止法】 4

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 小説**A**の著作者**甲**は、小説**A**を実名で公表した。著作者**甲**が 2025 年 5 月 3 日に死亡した場合、小説**A**の著作権の保護期間は、2095 年 5 月 3 日に満了する。
- 2 連載漫画**A**の著作者**甲**は、連載漫画**A**を変名で公表したが、この変名は著作者**甲**のものとして周知であった。連載漫画**A**が、回を追って公表する一話読み切りの作品であった場合、連載漫画**A**の著作権は、毎回の公表後 70 年を経過するまでの間、存続する。
- 3 法人が著作の名義を有する連載漫画**A**は、回を追って公表する一話読み切りの作品である。連載漫画**A**の第 10 回目の公表漫画**b**は、第 1 回目の公表漫画**a**の二次的著作物にあたり、また、連載漫画**A**は、各回が創作後直ちに公表されており、著作者である個人が自己を示す著作者名を表示して公表した事実がない場合、公表漫画**b**の著作権の保護期間は、公表漫画**b**において新たに付与された創作的部分については、第 10 回目の公表後 70 年を経過するまでの間、存続する。
- 4 映画の著作物の著作者が、映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した制作者、監督、演出者、撮影監督、美術監督の 5 名である場合、その著作権は、この 5 名のうち最終に死亡した者の死後 70 年を経過するまで存続する。
- 5 法人の発意に基づきその法人の業務に従事する者が職務上作成したプログラムの著作物が、創作の 1 年後に無名で公表されており、著作者に関して定めた契約等がない場合、この著作物の著作権の存続期間は、創作後 70 年の経過をもって満了する。

【著作権法・不正競争防止法】 5

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 著作権譲渡契約において、「著作権等一切の権利を譲渡する」との条項が規定されているだけでは、翻案権が特掲されていたとは認められず、翻案権は譲渡した者に留保されたものと推定される。
- 2 著作権の移転は、登録しなければ第三者に対抗することができないが、著作権者から著作物の利用許諾を得た者は、その利用権を、新たに当該著作権を取得した者に対して、その登録をしなくとも対抗することができる。
- 3 歌手が、テレビの生放送番組に出演することを承諾した場合、放送局は、この実演をDVDに録画して販売することについて、改めてこの歌手の承諾を得なくてもよい。
- 4 俳優は、出演した映画のエンディングロールに、自分の氏名の表示を求めることができるが、実演の利用の目的及び態様に照らし、俳優がその実演の実演家であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるとき又は公正な慣行に反しないと認められるときは、省略することができる。
- 5 歌手が舞台で歌唱しているところを、許諾を得ずに写真撮影しても、歌手が有する著作隣接権の侵害にあたらない。

【著作権法・不正競争防止法】 6

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 商品等表示には、特定の表示の使用許諾者と使用権者のグループが共同で使用している表示は含まれない。
- 2 商品等表示には、化粧水のラベルに表示された商品の成分を示すための記載が含まれる。
- 3 **甲**は、**乙**がデジタル空間上で販売しているアバターの衣装について、その形態を模倣した衣装をデジタル空間上で販売した。**甲**の行為は、商品形態の模倣に係る不正競争とはならない。
- 4 **甲**は、**乙**の商品である、端末機とプリンター等を接続するためのコードのプラグについて、その端末側の端子とかみあう部分の形態を模倣して販売した。**甲**の行為は、商品形態の模倣に係る不正競争となる。
- 5 **甲**は、**乙**が開発した商品の独占的販売権者として日本国内で販売していたところ、**丙**が当該商品を模倣して販売を開始した。**甲**は商品開発者ではないが、**丙**に対して不正競争防止法に基づく差止を請求することができる場合がある。

【著作権法・不正競争防止法】 7

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 営業秘密の不正使用行為に対する差止請求権は、その行為が継続される場合、営業秘密保有者がその事実及び行為者を知った時から3年間行使しないときに時効により消滅するが、不正取得行為や不正開示行為については、行為の継続性がないため消滅時効の対象とならない。
- 2 不正競争により営業上の信用を害された者は、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、営業上の信用を回復するための措置を請求することができるところ、信用回復措置として新聞等への謝罪広告が認められる場合がある。
- 3 侵害者が不正競争により利益を受けている場合、その利益の額は被侵害者が受けた損害の額と推定する規定があるが、この推定規定は不正競争防止法に規定される全ての不正競争の類型に適用される。
- 4 書類提出命令において、インカメラ審理手続に提示された書類の内容について、裁判所が当事者の意見を聴く必要があると判断した場合には、当事者、訴訟代理人又は補佐人に対して当該書類を開示することができる。
- 5 特定非営利活動法人は、非営利事業を行っているので、差止請求の請求権者となることができない。

【著作権法・不正競争防止法】 8

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 **甲**社のヒット商品には、**甲**社が秘密として管理している技術情報が使用されているところ、ライバル会社である**乙**社は、当該商品を市場で購入し、容易ではなかったが、分解研究することにより当該技術情報を取得し、これを用いて自社の新製品を開発、販売した。**乙**社の行為は、営業秘密に係る不正競争には該当しない。
- 2 **乙**は、限定提供データを保有する**甲**から、データ加工業務の遂行のため限定提供データを提供された。当該業務のために**甲****乙**間で締結した業務委託契約では、限定提供データを第三者に開示することや業務を再委託することの禁止が明記されていたが、**乙**は、納期に間に合わせるために、**甲**の承諾を得ずに、**丙**に当該業務を再委託し、これに伴い限定提供データを**丙**に開示した。**乙**の当該開示行為は、限定提供データに係る不正競争に該当する。
- 3 相当量蓄積されている情報が、インターネット上にアップロードされ、一定の利用料を払えば誰でも自由に使うことができる場合において、当該情報と同一の限定提供データを取得する行為は、限定提供データに係る不正競争防止法上の規制の対象とならない。
- 4 **甲**社が秘密として管理している非公知の有用な技術情報を、**乙**が不正に取得の上、自己の事業に使用して利益を得ている場合において、その後、第三者**丙**により当該技術情報が記述された論文が雑誌に掲載されたならば、**甲**社は、**乙**に対して、不正競争防止法に基づく差止請求及び損害賠償請求をすることができない。
- 5 **乙**は、不正アクセスにより、**甲**の営業秘密を取得し、これを**丙**に開示した。**丙**は当初、当該情報が**甲**の営業秘密であり不正アクセスされたものであることを知らなかつたので、**乙**からの取得は、不正競争にはあたらないが、その後**甲**から通知を受けて不正アクセスされた営業秘密であることを知った後の**丙**による当該営業秘密の使用は、全て不正競争として、差止請求の対象となる。

【著作権法・不正競争防止法】 9

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 酒税法上の「みりん」ではない調味料の容器に付する「本みりんタイプ調味料」という表示をすることは、その表示の態様の如何にかかわらず、品質の誤認惹起に係る不正競争には該当しない。
- 2 3つの部品から構成されている組立製品において、各部品は、それぞれ**X**国、**Y**国、**Z**国で製造されている。日本ではこれら部品を輸入して、組み立て、製品に求められる基準を満たす調整をして完成品とする工程のみが行われている場合、当該製品に「日本製」と表示することは、原産地の誤認惹起に係る不正競争に該当する。
- 3 **甲**が、牛肉に鶏肉や豚肉を混ぜて製造したひき肉を、牛肉のみを原料とするかのような表示で販売した場合、品質・内容にかかる誤認惹起として不正競争に該当するので、かかる商品を誤って購入した一般消費者は、適格消費者団体を通じることにより、**甲**に対し、不正競争防止法に基づく差止請求及び損害賠償請求を行うことができる。
- 4 商品の「価格」も商品の品質にかかるものであり、不正競争防止法第2条第1項第20号において誤認させるような表示の対象として明示的に列挙されている。
- 5 コンテンツ提供事業を行っている**乙**は、その同業者**丙**よりも優れた技術的制限手段を自社事業に用いるため研究したいと考え、プログラムに詳しい友人**甲**に相談した。そこで**甲**は、**乙**に対し、**丙**がその事業において用いている技術的制限手段を無効化する機能を有する装置を譲渡した。**甲**に過失があったとしても、**丙**は、**甲**に対して不正競争を理由として損害賠償を請求することはできない。

【著作権法・不正競争防止法】 10

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものはどれか。

- 1 雑貨商である**甲**は、**乙**に対し、**乙**が製造販売しているマグカップ商品が**甲**の製造販売するマグカップ商品と類似し、その**甲**の著作権を侵害するとして**乙**のマグカップ商品の販売中止を求める警告書を送付した後、訴訟提起したところ、**甲**の敗訴が確定した。この場合、**乙**に対して警告書を送付した**甲**の行為は、虚偽の事実の告知となり、信用毀損に係る不正競争に該当する。
- 2 **甲**は、著作権侵害に基づく損害賠償を求めて**乙**に対して訴訟提起をした事実を自社のホームページ上に掲載したが、その後当該訴訟では**甲**の敗訴が確定した。この場合、**甲**の掲載行為は、信用毀損に係る不正競争に該当しない。
- 3 靴メーカー**甲**社は、競業関係にある**乙**社の販売する靴**A**が**甲**社のヒット商品に係る特許権を侵害するものであると信じて、**乙**社の取引先である複数の量販店に対し、靴**A**の写真を同封して**甲**社の特許権を侵害する旨の通知を送付した。その後、**乙**社が**甲**社の特許権を侵害していないと判断された場合であっても、**甲**社による通知の送付行為は、当該通知内において**乙**社の会社名を記載していない限り、信用毀損に係る不正競争に該当しない。
- 4 **甲**は、保管していた古米に「新米」と表示して販売した。**甲**の行為は、不正の目的をもっていたときに限り、不正競争防止法に規定する刑事罰の対象となる。
- 5 専業の動画配信者である**乙**は、引っ越し業者である**甲**社のサービスについて不満をもったことから、**甲**社に引っ越しを頼んだ際に、**甲**社引っ越しスタッフによる窃盗があったとの虚偽の事実を述べる動画を配信した。この動画を見た者から**甲**社に次々とクレーム電話が入ることとなり、**甲**社はその対応に追われた。**乙**の当該動画配信行為は、信用毀損に係る不正競争に該当する。